

第2号議案

令和7年度事業計画及び予算（案）

自令和7年4月 1日

至令和8年3月31日

令和6年度は、政府による「新しい資本主義」「成長と分配の好循環」「賃金と物価の好循環」の実現に向けた取り組み等もあり、高水準の賃上げが実現し、デフレ脱却に向けた歩みが着実に進んでおり、我が国の経済は、価格や賃金を指標として、労働や資本が動くという、市場経済が本来持っている力強さを取り戻しつつある。

一方で、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続、米国の関税政策に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっており、物価上昇、世界情勢、金融資本市場の変動等の影響も懸念されるところである。

このような状況の中で、現在、我が国社会は、高齢化、人口オーナス現象が一層進展し、いわゆる第4次産業革命の到来によって、デジタルトランスフォーメーション（DX）の時代を迎えており、政治、経済、社会情勢のすべてにおいて更なる変革がなされる転換期であるとの認識のもと、我々社会保険労務士（以下「社労士」という。）は、従来の価値観にとらわれず、新たな視点で事業主、労働者双方に対して、その社会的使命として果たすべき役割が増大しているところである。

こうした状況において、我々社労士が国民の期待と信頼に応えるため、令和7年通常国会において、使命規定の創設をはじめとする第9次社会保険労務士法改正が成就すべく、全国社会保険労務士政治連盟の協力を得て、引き続きあらゆる活動を展開していくこととする。

また、令和6年度に全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）が実施した「社労士実態調査」及び「開業社労士の業務スタイルの変化に関する調査」の結果を踏まえ、社労士を取り巻く環境の変化を的確に捉え、次の大きな節目となる60周年に向けて、社労士制度の更なる発展に資する施策を講じるとともに、その実現に向けた取組みを推進する。

さらには、連合会のコーポレートメッセージである「人を大切にする企業」づくりから「人を大切にする社会」の実現に向けて社労士業務の推進に関する事業、社労士による労務監査業務の推進に関する事業をはじめ、社労士制度の更なる発展に資する各種の事業に着実な成果が得られるよう使命感を持って各種事業を展開することとする。

同時に、社労士制度の更なる発展を目指し、連合会及び熊本県社会保険労務士政治連盟（以下「熊本県社労士政連」という。）の協力を得て取り組みを進めることとする。

上記のほか、社会情勢等の変化により、社労士制度発展に密接に関係する事案が発生した場合には、連合会と連携しながら積極的に対応する。

I. 社労士業務の推進に関する事業

労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施を担う唯一の国家資格者として、広く国民生活の向上に寄与するとともに、社労士業務の拡充・改善と制度の更なる発展のため、以下の事業を行う。

① デジタル推進に関する事業

前年度に引き続き、SRPIIの普及を強力に進め、社会的な認知度の向上を図るとともに、顧問先等の情報セキュリティ対策に資する情報提供を行う。また、労働局との定期協議会をはじめあらゆる場面を活用し電子申請による手続業務の改善の為の積極的な提言を行うとともに、会員が円滑に電子申請に取り組めるよう支援を行う。また、オンライン登録申請が円滑に実施されるよう会員への周知徹底に努める。

② 労務監査業務の推進に関する事業

公契約に基づく事業を担う企業が、労働社会保険諸法令を遵守し、労務管理が適正になされているかを監査する「経営労務監査」あるいは「労働条件審査」について、より多くの会員が取り組めるよう、熊本県社労士政連の協力を得て進めていく。また、行政向けの労務監査説明会を実施する。

なお、今年度も連合会が公益財団法人児童育成協会より受託した企業主導型保育施設への労務監査を13件予定している。

③ 人権尊重への取り組みの推進に関する事業

企業における人権尊重の取り組みについて、社労士が重要な役割を担うことが可能であることを発信するため、的確に企業を支援できる「ビジネスと人権」推進社労士（BHR推進社労士）を引き続き養成するとともに、BHR推進社労士の活躍に向けた支援を実施する。

④ 社労士制度推進月間に関する事業

10月の社労士制度推進月間に、連合会と協力して、セミナー等イベントを行う。

⑤ 社労士会労働紛争解決センター熊本に関する事業

ADR機関の利用促進を図るため、連合会と協力して広報活動を行い、各センター間の情報共有、県会総合労働相談所との連携、特定社労士の業務研修等に関する諸施策について検討、実施する。

⑥ 関係団体との交流に関する事業

社労士制度に対する理解と協力を得るため、労使関係団体及び専門士業関係団体等と積極的に交流を行う。

⑦ 業務侵害行為の防止対策に関する事業

社労士法に違反して社労士業務を侵害し、又は侵害する恐れのある行為に対し、連合会と連携し、常に情報収集を行い、不正行為があった場合には厳正かつ適切に対処するとともに、業務侵害行為に関する広報活動等を積極的に行うなど、業務侵害の未然防止に取り組む。

⑧ 社労士診断認証制度に関する事業

社労士診断認証制度に関して、当該診断を受診することにより得られる企業側の利点及び優位性を会員に伝えることで、当該診断に取り組む会員数の増加を推進する。また、連合会と協力して、社労士診断認証制度の有効な活用が見込まれる金融機関の団体等、各種関係機関に積極的な働きかけを行う。

Ⅱ. 資質の向上に関する事業

社労士に求められる専門能力を発揮して、その社会的使命を果たすべく、事業環境の変化に適合するため必要な専門能力の更なる向上・習得を目的として、以下の事業を行う。

① 連合会及び九州・沖縄地域協議会等が実施する研修への協力に関する事業

【連合会】

特定社労士能力担保研修

・・・ 中央発信講義（eラーニング）9月1日～9月30日まで
グループ研修（福岡県）

10月4日～10月26日までの指定する3日間
ゼミナール（福岡県）

11月14日（6時間）、15日（6時間）、22日（午前3時間）

【九州・沖縄地域協議会研修】

- | | |
|-----------------|--------------------|
| ・・・ 1. 福岡会担当で開催 | 令和 7 年 9 月 予定 |
| ・・・ 2. 長崎会担当で開催 | 令和 7 年 1 1 月 1 4 日 |
| ・・・ 3. 大分会担当で開催 | 令和 8 年 2 月 頃 予定 |

② 県会研修に関する事業

- イ、企画型研修
賃金制度及び評価制度の研修
- ロ、行政研修
- ハ、新規入会者倫理研修・基礎研修
- ニ、個別労働紛争解決手続（ADR）研修

③ インターンシップ制度に関する事業

資質の向上、社会的地位・モラルの向上を図るためインターンシップ制度の実施を継続して行う。インターンシップ生の受入事務所についても、引き続き開業会員の協力を仰ぎ登録数を拡大する。

Ⅲ. 広報に関する事業

社労士制度を広く周知し、国民にその有用性を理解してもらうとともに、制度発展のため、様々な角度から広報事業に取り組む。

① 会員向け広報の充実に関する事業

会報の発行は年 3 回とし、誌面の充実を図る。

② ホームページの充実や SNS 発信に関する事業

ホームページを価値ある情報源として活用するため、定期的に内容を見直し、また Facebook などの SNS を活用して情報発信を行う。

③ 報道機関等に対する広報に関する事業

報道機関、労使関係団体等の関係機関に向けて、社労士の活動に関する資料を提供するとともに、取材等の依頼に積極的に対応していくこととする。

④ 対外的な広報に関する事業

効果的な広告手段を検討し、社労士及び社労士業務の周知を図る。

Ⅳ. 公益活動に関する事業

社労士の専門能力を活かした社会貢献活動を展開するため、公益活動委員会を中心に、以下の事業を行う。

① 災害対応に関する事業

突発的な災害が発生した場合、雇用維持・確保に向け、各種支援を行う。

② 成年後見制度への対応に関する事業

平成 2 5 年 1 0 月に設立された「一般社団法人社労士成年後見センター熊本」の発展に協力する。

③ 年金相談に関する事業

連合会が日本年金機構から受託した「街角の年金相談センター」を適正に運営し、また年金事務所における年金相談窓口等の運營業務に協力することにより、対面による年金相談の円滑な実施を図り、年金制度の信頼の向上に寄与する。

④ ワークサポートに関する事業

大学生、専門学校生、高校生を対象に、社労士が講師となり、働くときの基礎知識の出前授業（ワークサポート事業）を行う。

⑤ その他公益活動に関する事業

労働・年金関係の無料相談会を各支部の協力を得て行う。

V. 連合会への協力に関する事業

連合会が主体となって行う各種研修や受託した事業について、必要な協力を行う。

① 倫理研修に関する事業

法律専門家としての職業倫理の遵守が求められていることから、連合会において企画・立案された倫理研修（５年に１度・必須）の実施に協力する。

② 熊本働き方改革推進支援センターに関する事業

連合会が厚生労働省より受託した「令和７年度中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業」の熊本働き方改革推進支援センターを事務局内に設置をした。センターの運営が円滑に行われるよう協力を行う。

VI. 行政機関等への協力に関する事業

労働社会保険に関する諸問題について、国民の視点に立って提言を行うとともに、行政機関等に対して必要な協力を行う。

① 厚生労働省への協力に関する事業

厚生労働省が外部委託する事業の内容及び目的を精査・検討し、必要に応じて積極的に参加・協力し、社労士の専門性を十分に活かせる事業に協力する。

② 日本年金機構及び全国健康保険協会との連携に関する事業

日本年金機構との定例協議会を開催し、社労士業務の円滑な実施を図るため、積極的に意見交換を行うとともに、年金事務所において年金相談に携わる社労士の適正な業務執行及び街角の年金相談センターの円滑な運営に資するため、具体的な実施方法等について協議を行う。また、健康保険に関する社労士業務の円滑化を図るため、全国健康保険協会熊本支部と定期的に協議を行う。

③ 国土交通省との連携に関する事業

国土交通省が実施する建設業の社会保険未加入問題への取り組みについて、引き続き協力する。

④ 中小企業庁・日本政策金融公庫等との連携に関する事業

社労士による中小企業支援を展開するため、中小企業庁・日本政策金融公庫等と連携するとともに、連合会の協力を得て、必要な施策を実施する。

VII. 各種事業

上記Ⅰ～Ⅵの各事業に加えて、社労士制度発展に必要な以下の各事業を行う。

① 登録等に関する事業

社労士の登録事務及び社労士法人の届出事務を適正に行うとともに、紛争解決手続代理業務試験の合格者に対して、社労士名簿への付記登録の促進を図る。また、登録申請のオンライン化がスムーズに行われるよう引き続き周知に努める。

② 社労士賠償責任保険等に関する事業

令和7年3月31日現在における開業社労士の加入率は開業77.9%、勤務等10.4%であった。開業会員及び法人の社員の全員加入に向けて引き続き加入を推進するとともに、引き受け保険会社並びに有限会社エス・アール・サービスの協力のもと、保険事故の未然防止に資する方策を講ずる。また、非開業の会員についても加入を推進することとする。

③ 事務局体制の整備に関する事業

ADR法に基づく認証ADR機関運營業務、電子申請にかかる照合省略受付業務、並びにマイナンバー法に対応した個人情報保護、登録業務オンラインへの対応等に努め、事務処理の強化整備を引き続き行っていく。

④ 熊本SR経営労務センターに関する事業

熊本SR経営労務センター及び熊本SR建設業労災センター（建設業一人親方組合）の発展に協力していく。

⑤ その他の事業

その他必要に応じ事業を行うこととする。